商店街感染症对策等支援事業 実施商店街選定基準

1. 本選定基準について

大阪府商店街感染症対策等支援事業を迅速かつ効果的に実施するため、本事業の事務局運営要領(令和 2年4月30日付け商業第1088号)4.(2)に基づき、実施商店街選定基準を定める。

2. 選定基準

組織的に感染症対策に取り組む意欲が高く、今後の回復期に賑わい創出に取り組む意向がある商店街等組織のうち、次の(1)、(2)いずれにも該当する商店街等であること。

- (1) 雇用や府民の日常生活を守り大阪経済を支える商店街等 各市町域内で店舗数、利用客数等が多く、域内を代表する商店街等の1つであり、生活必需物資販売や
- (2) 次のアからウのいずれかに該当し、特に影響を大きく受けている商店街等

食事提供など、社会生活を維持する上で必要な店舗が一定営業していること。

- ア 緊急事態宣言の発令以降、買物客が混雑し密集のおそれがあること。
- イ 感染症クラスター発生地点の周辺にある商店街等で風評被害を受けていること。
- ウ これまで多く来街していたインバウンド客が減少するなどの影響を受けていること。

3. 選定にあたっての留意事項

実施商店街の選定にあたっては、特定の団体に加入している商店街等組織に偏ることがないよう留意し、商業団体に加入していない商店街等組織も含めて選定すること。

4. 事業実施商店街に求める責務等

- (1) 商店街等組織の代表、役員及び組合員が、本事業の取組みに組織的かつ迅速に対応すること。
- (2) 本事業の情報発信・成果普及の取組みに積極的に協力すること。
- (3) 事業実施中、実施後等のアンケート調査などに積極的に協力すること。
- (4) 感染症拡大防止に留意しつつ、生活必需物資販売など府民の社会生活を維持する上で必要な店舗の営業に努めること。
- (5) 今後、国が実施予定の「GoTo商店街キャンペーン」事業に積極的に関与すること。